

---

プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱い

---

## I. 本資料の目的

1. 当委員会が 2018 年 3 月に公表した実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」<sup>1</sup>は、資金決済法に規定する暗号資産を対象としながらも、自己(自己の関係会社を含む。)の発行したものを除くこととしている(第 3 項)。したがって、会計上、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、明確な定めは存在しない。
2. 一方、税務上は、「内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)については、税務上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている」<sup>2</sup>。この点、「こうした取扱いは、キャッシュ・フローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めらるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因として指摘されている」<sup>3</sup>とされ、2023 年度税制改正要望において金融庁と経済産業省の共同要望として「ブロックチェーン技術を活用した起業等への阻害要因を除去し、Web3 推進に向けた環境整備を図る観点から、法人が発行した暗号資産のうち、当該法人以外の者に割り当てられることなく、当該法人が継続して保有しているものについては、期末時価評価課税の対象外とすること」<sup>4</sup>が要望されている。
3. 本論点に関して、当委員会が会計上の取扱いをどのように考えるのかについて質問が寄せられている。当委員会が 2022 年 3 月に公表した「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)では、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについても検討しているが、本論点を検討するに当たっては、論点整理における主要な論点である暗号資産の発行に係る会計上の取

---

<sup>1</sup> 2022 年 7 月に当委員会が公表した「法令等の改正に伴う企業会計基準等の修正について」により「仮想通貨」の用語は「暗号資産」に置き換えられている。

<sup>2</sup> 「令和 5 (2023) 年度税制改正要望について」(2022 年 8 月 金融庁) 15 頁

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 同上

扱いと併せて検討する必要がある、これには一定の期間を要すると考えられる。このため、本資料は、上記質問への対応として、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産<sup>5</sup>の会計上の取扱いを検討することを目的としている。

## II. 論点整理における検討とコメントの概要

4. 論点整理において、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた場合の会計上の取扱いは【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点に含まれており、論点の概要とそれに対する主なコメントは以下のとおりである。

### ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの会計処理（論点整理の論点3①／質問3）

5. ICO トークンの発行時において自己に割り当てた ICO トークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。
6. この点、発行時に自己に割り当てた ICO トークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる。

### 寄せられたコメント

7. ほとんどすべての回答者が本論点についてコメントし、そのうちほとんどすべての回答者は、発行時に自己に割り当てた ICO トークンについては、会計処理の対象としないとする論点整理の見解に同意した。
8. 同意した回答者のうち、複数の回答者は追加で次のように述べている。
  - (1) 会計基準が定まっていないことが税制上の取扱いの不明瞭さを招き、海外に多くのスタートアップ企業が流出するといった問題が生じている。そのため、自己に割り当てた ICO トークン（ガバナンストークンを含む。）については、法人税法上、期末時価評価の適用除外となるよう検討を開始することを視野に、かかるトークンは会計処理の対象としない方法を採用すべきである。（一般社団法人）
  - (2) 本論点の検討にあたっては、まず、「発行」の定義論からスタートすべきである。

<sup>5</sup> 暗号資産の発行者が自己の関係会社に割り当てた暗号資産の取扱いは検討の対象としていない。

「新規暗号資産の販売に関する規則」では、暗号資産の「発行」を、「暗号資産を新たに生成した上で、利用者に対して当該暗号資産を交付し、利用できる状態に置く状態をいう。」との定義がある。この定義に従えば、「生成」だけでは発行したことにならず、利用者への「移転」を伴う必要があり、この定義に倣えば本論点については解消すると思われる。（個人）

- (3) 発行時に自己に割り当てられた、又は発行後に第三者から取得した ICO トークンの種類と数量の開示についても検討することが考えられる。（団体）

## 事務局の分析

9. 上記のコメントを分析の結果、本論点についてコメントしたほとんどすべての回答者は発行時に自己に割り当てた ICO トークンについては、会計処理の対象としないとする論点整理の見解に同意している。
10. このため、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産<sup>6</sup>のうち、発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるものは、第三者との取引が生じるまでは資産を認識しない取扱いが考えられる。
11. 一方、第 489 回企業会計基準委員会では、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた場合、発行者自身が財産的な価値のある暗号資産を保有しているため、資産を認識するが、第三者との取引が生じるまでは取得原価で評価するという考え方がありという意見も聞かれた。
12. 第 10 項、第 11 項いずれの考え方を採用すべきかどうかについて当委員会は結論を出していないが、いずれの場合も時価では評価されないと考えられるかどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第 9 項から第 12 項に記載した暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた場合の会計上の取扱いに関する事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以上

<sup>6</sup> 発行者が暗号資産を生成し、そのうち一部を第三者に販売した場合に、残りを発行者自身が保有し、いまだ移転していないものを想定している。